

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和2年12月1日付け国不建推第31号・国不専建第19号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう通知されたところです。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定されたものであり、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費）、一般管理費等は含まれていないものとされております。

この度、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分理解のうえ、適切な取扱いが図られるよう、全国建産連を通じ国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より周知依頼がまわっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算のうえ、加算した金額（参考値）の公表（下記HP参照）が行われている旨、併せて周知依頼がまわっておりますのでお知らせ申し上げます。

☆国土交通省 HP 「公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について」

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html